

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による療養補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人は、平成〇年〇月〇日にA県B市所在のC会社に運転手として雇用され、荷物の運搬に従事していたが、同月〇日、トラックに積み込まれた荷物を荷締めしようとして積んである荷物の中間にあるパレットをつかんで荷台に登ろうとしたとき、荷物とパレットが落下し右足甲を負傷した（以下「本件災害」という。）。請求人は、同日、D整形外科に受診し「右足挫傷、右足関節挫創」（以下「原傷病」という。）と診断され、以後複数の医療機関で治療を続けた結果、平成〇年〇月〇日をもって治ゆ（症状固定）となった。

請求人は、治ゆ後、障害が残存するとして、監督署長に障害補償給付の請求をしたところ、監督署長は、請求人に残存する障害は労働者災害補償保険法施行規則別表第1に定める障害等級（以下「障害等級」という。）第9級に該当するものと認め、同等級に応ずる障害補償給付を支給する旨の処分をした。

請求人は、その後、痛みが左足にも拡がったとして、平成〇年〇月〇日からE病院に受診し、「両下腿複合性局所疼痛症候群」と診断された。請求人は、当該傷病は原傷病の再発であるとして、監督署長に療養補償給付及び休業補償給付の請求をしたところ、監督署長は、当該傷病は再発には該当しないとして、これらを支給しない旨の処分をしたので、請求人は、審査請求を経て、再審査請求におよび、当審査会は平成〇年〇月〇日付け裁決をもってこれを棄却した。

請求人は、その後、両下肢と同様な痛みが両上肢にも拡がったとして、平成〇年〇月〇日からE病院に受診し、「四肢複合性局所疼痛症候群（CRPS）」（以下「本件傷病」という。）と診断された。請求人は、本件傷病は原傷病の再発であるとして、監督署長に療養補償給付の請求をしたところ、監督署長は、本件傷病は原傷病の再発したものとは認められないとして、これを支給しない旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、本件再審査請求に及んだものである。

なお、請求人は、原傷病治癒後に監督署長から障害等級第9級に応ずる障害補償給付を支給する旨の処分を受けているが、この処分を不服として、審査請求、再審査請求をしており、当審査会は平成〇年〇月〇日付け裁決をもってこれを棄却している。

第2 再審査請求の理由

(略)

第3 原処分庁の意見

(略)

第4 争点

本件の争点は、請求人の本件傷病が原傷病の再発であると認められるか否かにある。

第5 審査資料

(略)

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会の事実の認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 請求人は、請求人の本件傷病は原傷病に起因する右下肢複合性局所疼痛症候群（CRPS）が両上肢に拡がったものであり、本件傷病は原傷病の再発である旨主張している。

(2) 請求人の主治医であるF医師は、平成〇年〇月〇日付け意見書において、請

求人の傷病名を複合性局所疼痛症候群とし、複合性局所疼痛症候群は、肉体的、精神的ストレス負荷により症状の寛解、増悪を繰り返すものである旨述べている。

また、E病院担当者からの電話照会等処理票によれば、同病院職員は、主治医から確認した内容として「当初、両下肢複合性局所疼痛症候群であり、（中略）平成〇年〇月〇日に両上肢複合性局所疼痛症候群を認めた。療養としては、平成〇年以降継続しているものであり、一度終了しているという認識はない。」としている。

一方、G医師は、平成〇年〇月〇日付け意見書において、「右下肢に残存したCRPSが受傷のなかった両上肢に拡大するなどということは医学的に考え難く、再発とは考え難い。」と述べ、H医師は、平成〇年〇月〇日付けのF医師への報告書（紹介状返信）において、要旨、「（請求人の症状は、）外傷との因果関係はないと思われしますので、（中略）労災の再発を認めることは難しいと推察いたします。（中略）CRPSが罹患肢（ママ）肢位外にも広がる現象については、書物に記載はあるものの医学的な機序は説明できず、（後略）」と述べている。さらに、I医師は、平成〇年〇月〇日付け鑑定書において、「（請求人の）両上肢の傷病は、頰椎後縦靭帯骨化症あるいは糖尿病性神経障害の疑いであって、右下肢の複合性局所疼痛症候群とは医学的因果関係は認められない。また、右下肢の複合性局所疼痛症候群が外傷のなかった両上肢に発症することは医学上考え難い。」と述べている。

上記のように、主治医であるF医師を除き、いずれの医師も、原傷病に起因する右下肢CRPSが、本件災害により受傷のなかった両上肢に広がることは医学的に説明がつかないものとし、請求人の本件傷病について原傷病の再発には当たらないとの見解を示しているところ、当審査会としても、G医師、H医師及びI医師の医学的見解は妥当であると判断する。

- 3 以上のとおりであるから、請求人の本件傷病は原傷病の再発とは認められず、したがって、監督署長が請求人に対してした療養補償給付を支給しない旨の処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。